

押印廃止に伴い、一部の手続について 身分証のご提示が必要となります

令和5年10月1日付けの法令改正等により、日雇労働関係の手続を除き、全ての雇用保険関係の申請・届出への押印が不要となりました。

これに伴い、一部の手続については身分証のご提示が必要となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和5年10月1日以降、身分証のご提示が必要となる手続

事業所・被保険者関係

- 雇用保険関係各種届書等再作成・再交付申請書
- 雇用保険適用事業所情報提供請求書

雇用継続給付・育児休業給付関係

※いずれも東京労働局の独自様式です

- 雇用継続給付・育児休業給付関係各種届書等再作成・再交付申請書
- 60歳到達時賃金日額登録該当予定者一覧表照会申請書

- ・ 押印がある場合も、身分証のご提示が必要となります。
- ・ 有効な身分証の範囲は、管轄ハローワークへお尋ねください。